

平成22年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

総務課 企画財政班

1. 健全化判断比率

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政健全性を示す4つの指標が設けられました。この比率のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されています。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率は以下のとおりです。いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

単位：％

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
22年度	-	-	5.3	-
21年度	-	-	6.3	1.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が無く、将来負担比率もマイナスとなったため「-」で示されます。

(1) 実質赤字比率 - % (実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準15.00%・財政再生基準20.00% >

※実質収支が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示されます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 326,716}{4,642,835} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

参考：21年度

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 538,291}{4,754,186} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

一般会計等（湯沢町は一般会計のみ）における実質赤字の標準財政規模に対する比率です。行政運営の基本となる一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。湯沢町の実質収支は326,716千円の黒字であったため、実質赤字比率はありません。

一般会計の実質収支

単位：千円

	歳入	歳出	翌年度繰越	実質収支	
22年度	6,701,757	6,284,287	90,754	326,716	(△211,575)
21年度	6,891,089	6,317,560	35,238	538,291	

【標準財政規模】

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（町税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合算額）。町税収入等の減少により前年度と比較し111,351千円の減となっています。

【一般会計等】

公営企業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計を除く会計。

(2) 連結実質赤字比率 - % (連結実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準20.00%・財政再生基準35.00% >

※連結実質収支が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\triangle 976,506}{4,642,835} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

参考：21年度

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\triangle 1,221,008}{4,754,186} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

全会計における実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化することで、自治体全体の財政運営の悪化の度合いを示すものとなります。湯沢町の一般会計等及び公営企業会計を除く公営事業会計（国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支で赤字の会計はなく、公営企業会計（下水道特別会計、水道事業会計、病院事業会計）についても資金不足額は発生していません。

各会計の実質収支 ※水道・病院・下水は資金剰余額 単位：千円

	21年度	22年度	差引
一般会計	538,291	326,716	△ 211,575
国民健康保険特別会計	53,112	36,773	△ 16,339
老人保健特別会計	106	0	△ 106
後期高齢者医療特別会計	212	21	△ 191
介護保険特別会計	32,448	15,450	△ 16,998
水道事業会計	403,286	394,747	△ 8,539
病院事業会計	174,149	176,322	2,173
下水道特別会計	19,404	26,477	7,073
合 計	1,221,008	976,506	△ 244,502

(3) 実質公債費比率 5.3% (前年度6.3%)
 <早期健全化基準25.0%・財政再生基準35.0%>

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金の財源に充てた特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &= \frac{(136,430 + 629,881) - (27,627 + 555,902)}{4,642,835 - 555,902} = 4.47235 \end{aligned}$$



一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(過去3カ年平均)。借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、財政に及ぼす負担の程度を示します。

湯沢町では早期健全化基準である25.0%を大幅に下回っており、前年度に比べ1.0%低下しました。起債の償還が進み元利償還金が減少したのが低下した主な要因と考えられます。

	単年度	3カ年平均
20年度	6.84605	
21年度	4.71683	
22年度	4.47235	5.3%

単位：千円

	20年度	21年度	22年度	差引(H22-H21)
地方債の元利償還金	188,162	153,212	136,430	△ 16,782
準元利償還金	724,847	652,426	629,881	△ 22,545
元利償還金の財源に充てた特定財源	26,603	28,785	27,627	△ 1,158
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	594,971	579,962	555,902	△ 24,060
標準財政規模	4,851,951	4,754,186	4,642,835	△ 111,351

【地方債の元利償還金】 136,430千円 20年度 21年度 22年度 差引 (H22-H21) このページの数字の単位はすべて千円

一般会計において支払った公債費の額	元金	167,663	137,784	121,053	△ 16,731
	利子	20,499	15,428	15,377	△ 51

【準元利償還金】 629,881千円 20年度 21年度 22年度 差引 (H22-H21)

特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの	下水道特別会計	600,480	562,763	542,160	△ 20,603
	水道事業会計	48,903	20,254	18,973	△ 1,281
	病院事業会計	16,144	16,144	16,144	0
一部事務組合等への補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの	魚沼地域特別特別養護老人ホーム組合	6,072	6,331	6,380	49
債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	南魚沼福祉会	17,907	11,957	11,493	△ 464
	魚沼地域福祉会	328	316	303	△ 13
	雪国ボランティア	146	143	139	△ 4
	土地改良区	34,106	34,106	34,106	0
	融資利子補給	761	412	183	△ 229

【元利償還金の財源に充てた特定財源】 27,627千円 20年度 21年度 22年度 差引 (H22-H21)

元利償還金の財源に充てた特定財源	県貸付金（産業育成資金）	15,000	15,000	15,000	0
	公営住宅等使用料	11,603	13,785	12,627	△ 1,158

【基準財政需要額算入額】 555,902千円

	20年度	21年度	22年度	差引 (H22-H21)
事業費補正	361,233	346,918	326,560	△ 20,358
災害復旧費等	210,262	209,962	205,906	△ 4,056
密度補正	23,476	23,082	23,436	354

(4) 将来負担比率 - % (前年度1.6%)
 < 早期健全化基準350.0% >

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{将来負担額に充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \\
 &= \frac{8,846,705 - 9,411,795}{4,642,835 - 555,902} = \boxed{\text{--- \%}}
 \end{aligned}$$

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

平成22年度の比率は、地方債の現在残高は増加しましたが、下水道特別会計の借入金残高に対する将来負担が減少したこと、財政調整基金や学校施設整備基金への積立により将来負担に充当可能な財源が増加したこと等で前年度1.6%からマイナスに転じ、将来負担比率は発生しませんでした。

単位：千円

	20年度	21年度	22年度	差引 (H22-H21)
将来負担額	9,521,046	9,158,095	8,846,705	△ 311,390
将来負担額に充当可能な財源	8,568,954	9,087,213	9,411,795	324,582
標準財政規模	4,851,951	4,754,186	4,642,835	△ 111,351
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	594,971	579,962	555,902	△ 24,060

このページの数字の単位はすべて千円

【将来負担額】 8,846,705千円

		20年度	21年度	22年度	差引 (H22-H21)
地方債の現在高		697,704	967,319	1,163,666	196,347
債務負担行為に基づく支出予定額	南魚沼福祉会	78,881	68,701	58,715	△ 9,986
	魚沼地域福祉会	914	799	685	△ 114
	雪国ボランティア	1,088	816	544	△ 272
	土地改良区	180,731	151,123	120,757	△ 30,366
公営企業の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	下水道特別会計	6,161,447	5,880,416	5,492,661	△ 387,755
	水道事業会計	455,325	354,606	256,886	△ 97,720
	病院事業会計	185,380	211,442	257,684	46,242
一部事務組合等の地方債の償還に係る負担等見込額	魚沼地域特別特別養護老人ホーム組合	73,178	68,089	62,918	△ 5,171
年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職金負担見込額		1,471,901	1,454,784	1,431,689	△ 23,095
設立法人の負債額等負担見込額	土地開発公社	213,182			0
	新潟県信用保証協会	1,315		500	500

【将来負担額に充当可能な財源】 9,411,795千円

		20年度	21年度	22年度	差引 (H22-H21)
充当可能基金 (財調・減債・学校・美術館等)		2,531,445	3,112,281	3,540,622	428,341
充当可能特定財源	公営住宅使用料	49,543	67,179	53,921	△ 13,258
	教員住宅使用料	18,299	21,310	14,160	△ 7,150
基準財政需要額算入見込額		5,969,667	5,886,443	5,803,092	△ 83,351

【標準財政規模】 4,642,835千円

	20年度	21年度	22年度	差引 (H22-H21)
標準財政規模	4,851,951	4,754,186	4,642,835	△ 111,351

【基準財政需要額算入額】 555,902千円

	20年度	21年度	22年度	差引 (H22-H21)
事業費補正	361,233	346,918	326,560	△ 20,358
災害復旧費等	210,262	209,962	205,906	△ 4,056
密度補正	23,476	23,082	23,436	354

2. 資金不足比率（公営企業会計）

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の財政健全化を示す指標として資金不足比率が設けられました。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務づけられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されています。

平成22年度決算に基づく資金不足比率は以下のとおりです。湯沢町は全ての公営企業会計において資金不足比率は発生していません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 法適用：水道事業会計、病院事業会計
法非適用：下水道特別会計

	資金不足額 資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	394,747	343,519	- %	20 %
病院事業会計	176,322	881,572	- %	
下水道特別会計	26,477	279,495	- %	

※資金剰余額は正の数値、不足額は負の値で表示。

（1）資金不足額

$$\text{法適用} = [\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費に
充当した地方債の現在高} - \text{流動資産}] - \text{解消可能
資金不足額}$$

$$\text{法非適用} = [\text{歳出額} + \text{建設改良費等以外の経費に
充当した地方債の現在高} - (\text{歳入額} - \text{翌年度繰越財源})] - \text{解消可能
資金不足額}$$

（2）事業の規模

$$\text{法適用} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{法非適用} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

【下水道特別会計】

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	=	$\frac{\begin{array}{l} \text{①歳出額} \\ (1,033,624,163円 + \\ \text{②} \\ 279,496,124円 - \\ \text{⑥営業収益の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{③歳入額} \\ 0円) - \\ 1,060,100,959円 - \\ \text{④⑤} \\ 0円 \\ \text{⑦受託工事収益の額} \end{array}}$	=	$\frac{-26,476,796円}{279,496,124円}$	=	資金不足 なし -9.47%
--------	---	--------------------------------------	---	--	---	-------------------------------------	---	----------------------

■**資金の不足額** = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - (歳入額 - 翌年度に繰越すべき財源) - 解消可能資金不足額

- ① 歳出額 (1,033,624,163円)
- ② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (該当なし)
- ③ 歳入額 (1,060,100,959円)
- ④ 翌年度に繰越すべき財源 (該当なし)
- ⑤ 解消可能資金不足額 (該当なし)

■**事業の規模** = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

- ⑥ 営業収益に相当する収入の額 (279,496,124円)
- ⑦ 受託工事収益に相当する収入の額 (該当なし)

.....
<参考>

- 流動負債 事業の通常の取引において一年以内に償還しなければならない短期の債務
- 流動資産 現金、原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品など
- 営業収益 主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入、収益の中心的なもの
- 解消可能資金不足額 事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において控除

- 繰上充用額 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- 支払繰延額 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 事業繰越額 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額